

コラム

史料室収蔵品展 ～税の蔵出し史料展～

ー平成 28 年度 租税史料室特別展示ー

税務大学校租税史料室研究調査員
牛 米 努

◆SUMMARY◆

税務大学校税務情報センター（租税史料室）では、10 万点を超える税に関する歴史的資料（史料）を所蔵しており、税制や税務行政などの歴史を紹介する「常設展示」のほか、年 1 回の「特別展示」を行っている。

本年度の「特別展示」は、これまで展示の機会が少なかった史料を集め、「史料室収蔵品展～税の蔵出し史料展～」と題して、平成 28 年 10 月 3 日から平成 29 年 9 月 28 日まで展示している。

本稿は、本年度の「特別展示」について、展示史料の写真を交えながら主なものを紹介するものである。

（平成 29 年 2 月 28 日税大ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	190
1 佐久間象山の給所書き上げ	190
2 一身田村（三重県津市）の沽券図	191
3 煙草税関係史料	192
4 売薬税関係史料	193
5 洋酒の定価表	194
6 近代の長者番付	195
7 復租紀恩碑（拓本）	196
8 所得金高届済札板	196
9 雪害救済関係史料	197
10 広告税関係史料	198
11 特別行為税関係史料	198
12 栃木県の納税ポスター	199
13 入場税関係史料	200
14 苦情相談所関係史料	201
おわりに	201

はじめに

平成 28 年度の特別展示は、従来のテーマによる展示とは一味違えて、普段は余り展示する機会のない史料を集めた「蔵出し史料展」である。展示期間は、平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までで、税務大学校和光校舎の租税史料室展示室にて開催している。

租税史料室の所蔵史料は、国税機関からの移管史料と個人からの寄贈史料に大別される。個人や団体等からの寄贈史料は約 77,000 件が公開されているが、そのうち展示できるのは、ほんの一部に過ぎない。そこで、今回の特別展示は、個人の方からの寄贈史料を中心に、展示の機会が少ない史料を選び、「蔵出し史料展」とした。

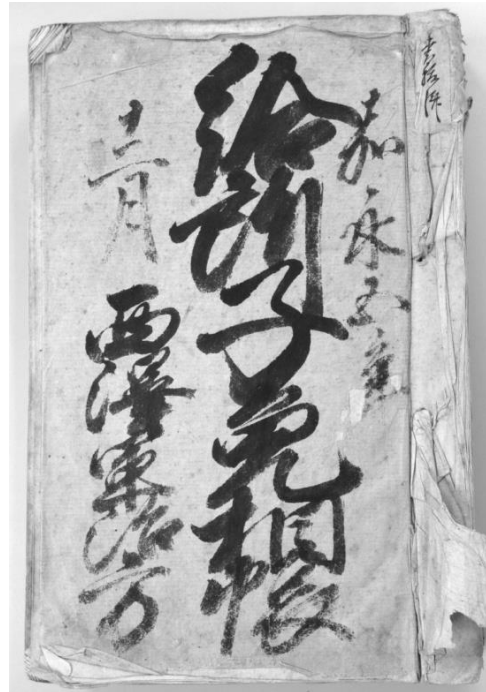
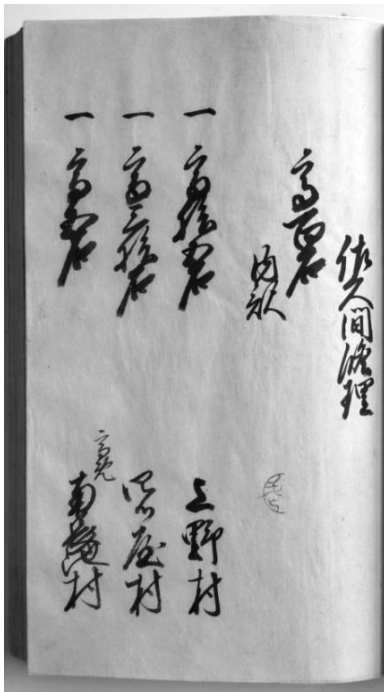
貴重な史料を御寄贈いただいた皆様をはじめ、展示に御協力いただいた諸機関には、厚く御礼を申し上げる。

以下、展示史料の概要を説明する。

1 佐久間象山の給所書き上げ

「嘉永 5 年給所子免相帳」は、松代藩の知行取藩士の知行高や年貢高を記載したものである。この中に、幕末の洋学者として著名な佐久間象山（通称は修理）の名前が見える。象山は百石取の松代藩士である。百石取とは、藩から村高 100 石分の知行地を与えられ、その村からの年貢を支給される藩士のことである。

展示史料から、松代藩では知行高 100 石のうち、半分が藩の借上げになっていることが分かる。また、嘉永 5 (1852) 年分の年貢は、知行地の四ツ屋村に代わって三輪村から納められることになっている。これは、四ツ屋村が、弘化 4 (1847) 年の善光寺大地震により 80 軒中 75 軒が流失するという大被害に見舞われたための措置であろう。



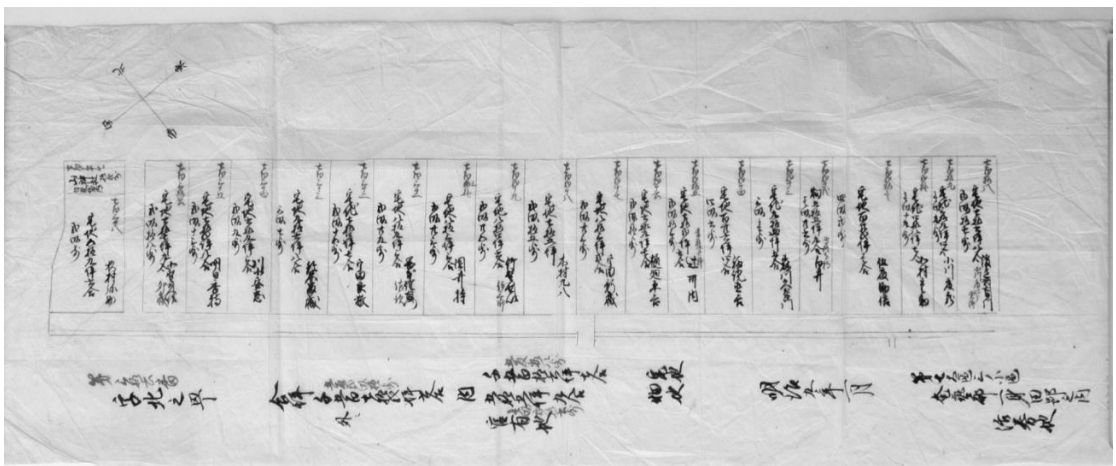
2 一身田村（三重県津市）の沽券図

展示史料は、明治9（1876）年の一身田村字北之町の沽券（こけん）図である。沽券図に記載された宅地には地番が付され、所有者、それに面積が坪数と反別の両方で記載されている。

沽券地とは永代売買が許されていた江戸の町屋敷のことで、沽券地は地子（地租）が免除されていた。しかし、明治5（1872）年に、地子免除の東京の沽券地や武家地に課税する

こととなった。これを沽券税といい、地券を発行して沽券金の1%を徴収することとなった。その後、沽券税の課税範囲は、全国の無税地に拡大されていった。

一身田村は真宗高田派の本山専修寺があった村で、戦国期には防御のため町全体に環濠を巡らした寺内町を形成していた。沽券図の「北之町」は、寺内町の内部に作られた無税の「町」で、それに沽券税を課税するため作成されたのが、この沽券図である。



3 煙草税関係史料

煙草税は、明治8（1875）年の煙草税則により課税された税である。明治29（1896）年の葉煙草専売法と同37（1904）年の煙草専売法により専売制に移行していくが、煙草税時代の史料を展示した。

煙草営業者には、2種類の煙草税が課税されたが、その一つは卸売・小売に対する定額の営業税である。いずれも鑑札交付後は、「煙草卸売所」や「煙草小売所」と書いた看板に

免許鑑札の番号を書き加えて戸外に掲げることとされた。もう一つは、刻煙草の価格に応じた印紙を貼用する製造煙草印紙税である。しかし、営業税は増加しているにもかかわらず、印紙税収入は増加しなかった。煙草税は、脱税が多かったのである。葉煙草専売の収益は、煙草税時代の5倍に増加し、更に煙草専売により2倍に増加した。

明治8年 煙草税則

煙草税則一覽表									
明治八年二月廿日 大政大臣三寶實 第百五拾號 煙草税則ノ條本年二月俟成八號ニ以テ布告ニ及ビ將後如有開列ノ通知定明明治九年一月一日ニ施行候條此旨布告候事 明治八年十月四日 太政大臣三寶實									
○第一則 煙草税則 第一條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第二條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第三條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第四條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第五條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第六條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第七條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第八條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第九條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事 第十條 煙草税則ノ其旨趣ハ申出候事									
○第二則 製造煙草印紙税 第十一條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十二條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十三條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十四條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十五條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十六條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十七條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十八條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第十九條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事 第二十條 製造煙草印紙税ノ其旨趣ハ申出候事									
○第三則 賞罰 第二十一條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十二條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十三條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十四條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十五條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十六條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十七條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十八條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第二十九條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事 第三十條 賞罰ノ其旨趣ハ申出候事									
○第四則 附則 第三十一條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十二條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十三條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十四條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十五條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十六條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十七條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十八條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第三十九條 附則ノ其旨趣ハ申出候事 第四十條 附則ノ其旨趣ハ申出候事									

4 売薬税関係史料

売薬税は、明治 10 (1877) 年の売薬規則により、薬の製造・販売に課税された税である。課税対象となる売薬は、丸薬、膏薬等の家伝（秘伝）の調合法により製造され、効能書などを付けて販売するものと規定されている。政府が売薬へ課税した理由は、「無害無効ニシテ日用生活之要品ニ非ラサル」というものであった。

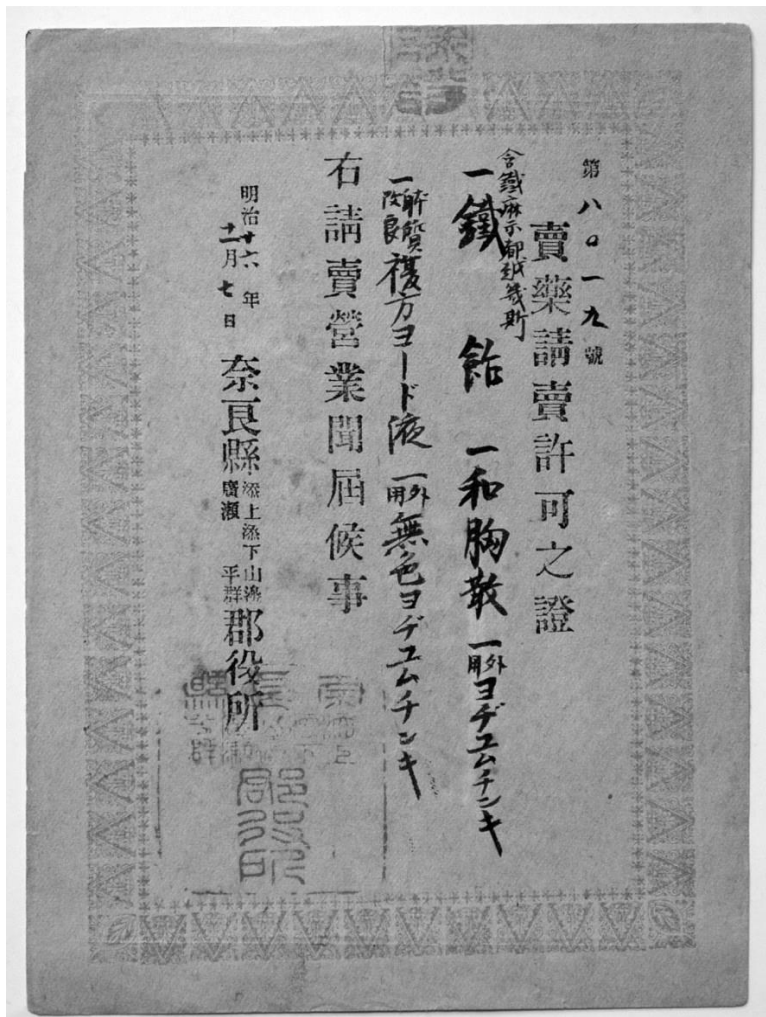
売薬営業税は、当初は薬剤一方につき 1 か年 2 円であったが、明治 15 (1882) 年の改正で価格に応じた売薬印紙を袋等に貼用して

消印することになった。

明治 23 (1890) 年には外国から輸入する売薬にも同様に課税する旨の大蔵省通達が出され、同 33 (1900) 年には売薬規則にも明記された。明治 38 (1905) 年の売薬税法により売薬規則は廃止され、売薬税は定価の 1 割となり、売薬類似品にも課税できるようになった。

その後、貧困等により医師の診療を受けることができない病人にとっては必需品であるとして、大正 15 (1926) 年に売薬税は廃止された。

明治 16 年 売薬請売許可之証



5 洋酒の定価表

明治 32 (1899) 年の酒税増税により改訂された洋酒の定価表である。商品名から東京府下で販売されたと思われる。蜂印香竈葡萄酒は、輸入ぶどう酒に甘味や香料などを添加した大ヒット商品で、これらは一般に薬用葡萄酒と称された。製造者は、神谷バーを開業

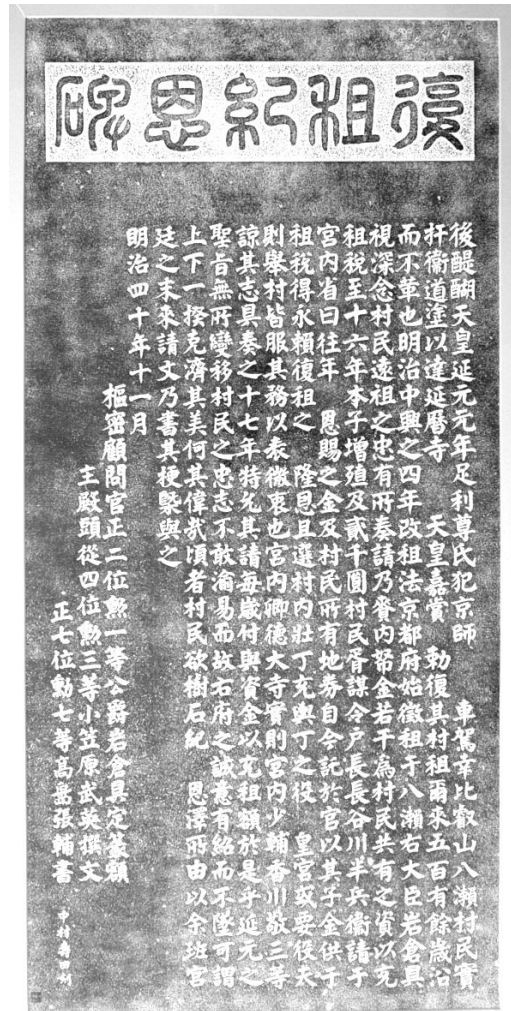
した神谷伝兵衛である。

ビールは、横浜の麒麟、目黒のエビス、保土ヶ谷の東京、それに札幌の 4 種類が記載されている。このほかに大手では大阪の旭があるが、ここには載っていない。なお、ビールは明治 34 (1901) 年の麦酒税法により課税される。

今般元價昇進、付仲間 協議之上左記之通價格 改正仕候也				明治三十二年四月 洋酒商仲間	
種 目	洋タース以上 付 金	洋タース未満 付 金	種 目	洋タース以上 付 金	洋タース未満 付 金
蜂印香竈葡萄酒	金貳拾五錢	金貳拾九錢	小 瓶	金貳拾五錢	金貳拾七錢
桐強壯葡萄酒	金四拾五錢	金四拾七錢	麒麟ビール	金貳拾五錢	金貳拾七錢
エビスビール	金貳拾五錢	金貳拾七錢	東京ビール	金貳拾五錢	金貳拾七錢
札幌ビール	金貳拾五錢	金貳拾七錢	札幌ビール	金貳拾五錢	金貳拾七錢

7 復租紀恩碑（拓本）

明治 40（1907）年に、京都市左京区の八瀬天満宮の境内に建てられた記念碑である。八瀬村は、延元元（1336）年に足利尊氏に追われた後醍醐天皇の輿を比叡山まで担いで護ったことから、租税を免除されたという由緒を持つ村である。明治 4（1871）年に由緒による租税免除が廃止され、地租改正により地租が課税されるようになる。しかし、八瀬村の地租は宮内省から村に下げ渡され、租税免除が実質的に継続することとなった。「復租」は租税免除の意味で、こうした経緯を記して、感謝する内容である。



8 所得金高届済札板

明治 32（1899）年分の所得税の申告済証が貼られた木札である。毎年 of 申告済証が重ねて貼られているようで、裏面には「益々盛大を祈る」と記されている。所得申告済証が、家の繁栄を示すものと受け止められていることが分かる。

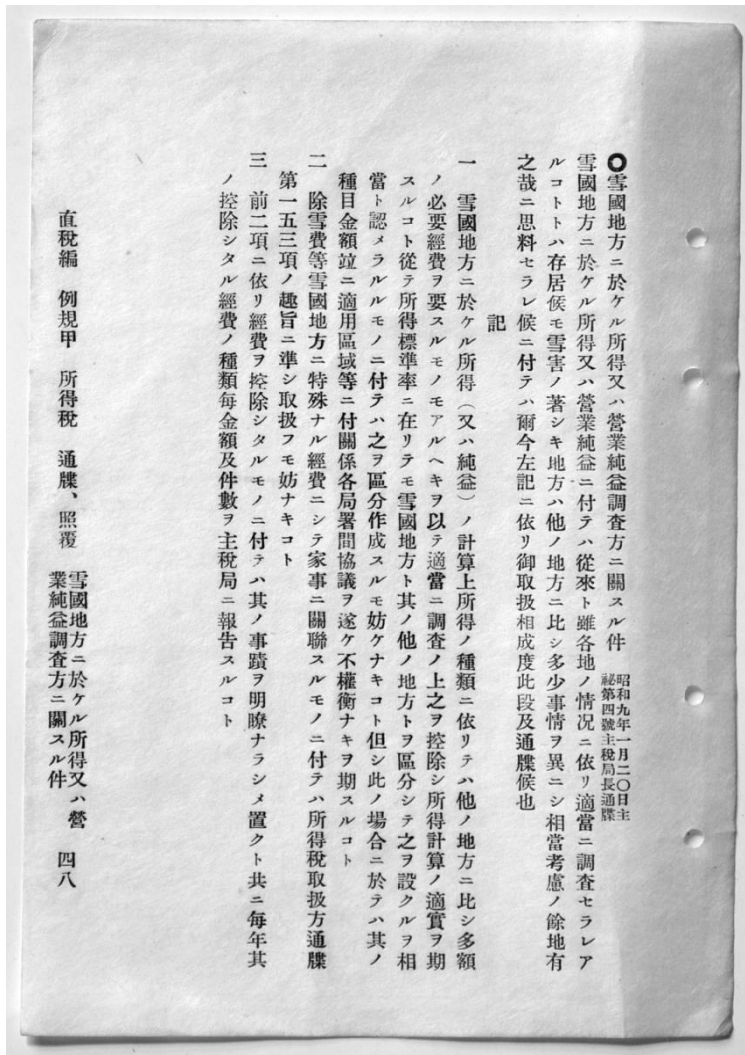


9 雪害救済関係史料

雪害救済運動は、山形県の代議士松岡俊三が提唱したもので、雪国の負担に対する様々な救済を求めるものである。昭和6(1931)年の「雪国と暖国の比較図」には、雪害救済

運動年表も掲載されている。同運動は租税については地租軽減を求めたが、地価は全国一律の基準で決定されているので、主税局は営業兼用の場合の除雪費用を必要経費とする通牒を発して対応した。

昭和9年 雪国の経費に関する通牒

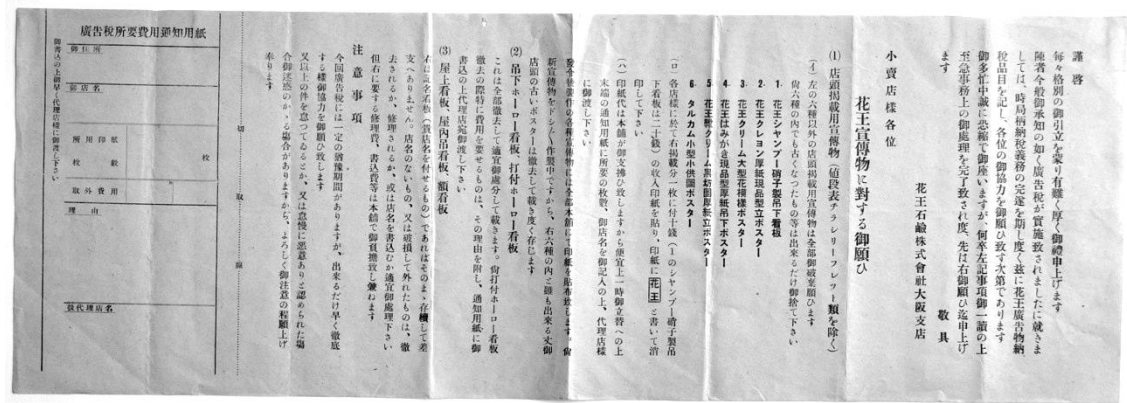


10 広告税関係史料

広告税は、昭和 17 (1942) 年に導入された税で、新聞や雑誌の広告やポスター・看板などに課税された。展示史料は、「味の素」と「花王」が、それぞれ取引先にあてた広告税の取扱いに関する通知である。広告税は広告主が印紙により納税するため、味の素（鈴木

食品工業）では既存の看板の撤去と取り外した看板の献納を取引先に依頼している。愛着ある看板であるが、調査が困難なので全部を一時撤去することとしたとされている。花王もまた同様であるが、取引店名が記された看板は非課税なので、その取扱いは各店に任せている。

昭和 17 年 花王宣伝物に対するお願い

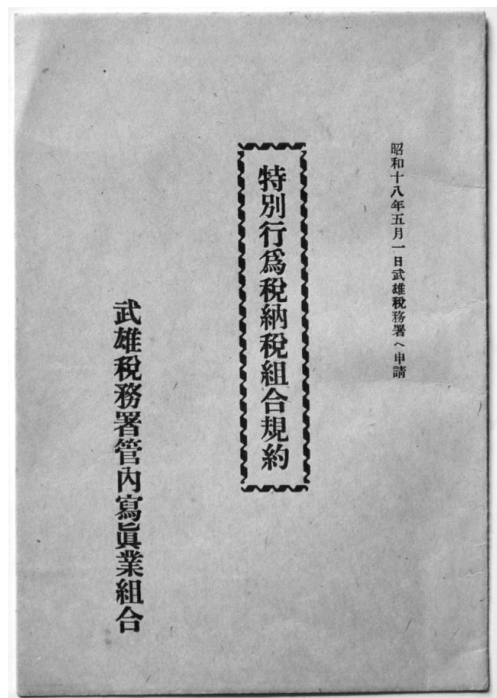


11 特別行為税関係史料

特別行為税は、昭和 18 (1943) 年に導入された税で、写真撮影や現像、理容、印刷、衣服の仕立て等に課税された。これらはぜいたくとまでは言い難いものなので、それぞれ課税最低限が設定されている。例えば写真撮影の場合、撮影料金が非課税のときは焼き増しについても課税しないことになっている。

特別行為税については、各地で同業組合等による納税組合が設立され、帳簿や申告書作成の指導、税金の一括納付などを行った。時節柄、納税組合に徴税事務の補助を命じ、徴税事務の簡易化と滞納や脱税の防止を図ろうとした。納税組合には徴税補助団体として交付金が交付された。

昭和 18 年 特別行為税納税組合規約
(武雄税務署管内写真業組合)



12 栃木県の納税ポスター

昭和8(1933)年の歳出予算額を示し、税金の使途から納税を促す内容である。この当時の栃木県は、農村不況の影響で滞納が100万円以上に達しており、職員給与の支払に影響する事態も懸念される状況であった。その

ため、昭和8年度から県税検査員を増員し、滞納処分を促進して収入増加を図ろうとしていたのである。なお、同県では、昭和9(1934)年11月に県下一斉の納税デーを実施していることが確認できる。

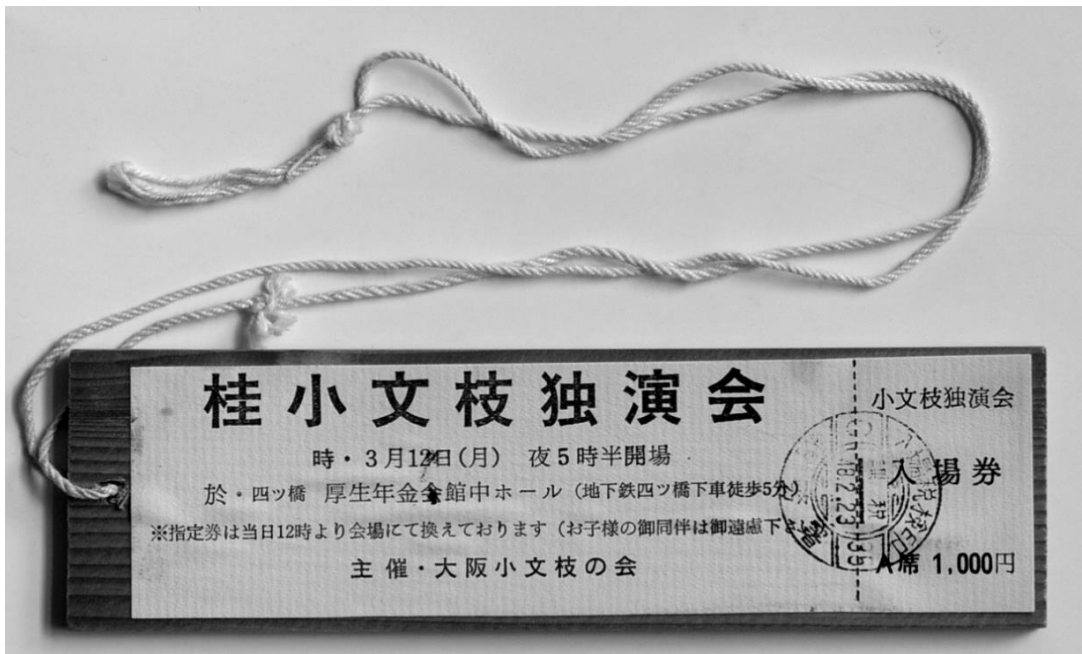


13 入場税関係史料

展示史料は、戦前の入場券の半券と昭和 48 (1973) 年の桂小文枝独演会の入場券である。

入場税は、昭和 13 (1938) 年の支那事変特別税法により導入され、演劇や映画の入場料に課税された。その後、昭和 15 (1940) 年に入場税法となり、一時地方税に移管されるが、平成元 (1989) 年の消費税法で廃止されるまで存続した。

桂小文枝独演会の入場券は、木札に紙の入場券が貼られたものである。本人の回顧によれば、しゃれで下足札に摸した入場券を作ったが、特別な入場券には税務署長の検印が必要であったため、急遽、紙の入場券を貼ったという。この桂小文枝は、後の 5 代目桂文枝で、現在は弟子の桂三枝氏が 6 代目を襲名している。



14 苦情相談所関係史料

苦情相談所は、昭和 24（1949）年に国税庁に設置され、翌年に各国税局に支所が開設された。このポスターは、広島支所開設時のポスターと推測される。

苦情相談所は税務職員の態度や取扱いに関する苦情に対応し、納税者の不平不満を改善

するための機関であった。苦情相談所の事務は、設立当初は監督官と監察官が担当した。苦情相談所は、昭和 36（1961）年に税務相談所と名称変更された。これは、納税者の要望が職員への苦情から税の相談へと変化したことによるものであった。

昭和 25 年 苦情相談所広島支所開設ポスター



おわりに

以上が、主な展示史料の説明である。

特別展示の内容は、展示史料を含めて、展示終了後には税務大学校のホームページ（<http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/tokubetsu.htm>）に掲載される。ホームページに掲載することで、活用の機会も多くなる。税務大学校のホームページの画像等は、利用に際して特に申請等の必要がないこともあり、活用の機会は広がっている。

今後とも、寄贈史料の活用を増やして

いきたいと考えている。